

## 議案第 27 号

杉並区特別区税条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和元年 5 月 30 日

提出者 杉並区長 田 中 良

杉並区特別区税条例の一部を改正する条例

第 1 条 杉並区特別区税条例（昭和 39 年杉並区条例第 41 号）の一部を次のように改正する。

第 20 条の 2 第 1 項中「においては」を「には」に、「同項第 1 号に掲げる寄附金」を「同条第 2 項に規定する特例控除対象寄附金」に改め、同条第 2 項中「第 314 条の 7 第 2 項」を「第 314 条の 7 第 1 項」に改める。

附則第 3 条の 4 中「平成 34 年度」を「令和 4 年度」に改める。

附則第 3 条の 5 の 2 第 1 項中「平成 43 年度」を「令和 15 年度」に、「平成 33 年」を「令和 3 年」に、「附則第 5 条の 4 の 2 第 6 項（同条第 9 項）」を「附則第 5 条の 4 の 2 第 5 項（同条第 7 項）」に改め、同条第 2 項を削り、同条第 3 項中「第 1 項の規定の適用が」を「前項の規定の適用が」に改め、同項を同条第 2 項とする。

附則第 3 条の 6 中「第 314 条の 7 第 2 項第 2 号」を「第 314 条の 7 第 1 項第 2 号」に改める。

附則第 4 条第 1 項中「平成 33 年度」を「令和 3 年度」に改める。

附則第 4 条の 2 中「によつて」を「により」に、「第 314 条の 7 第 1 項第 1 号に掲げる寄附金」を「第 314 条の 7 第 2 項に規定する特例控除対象寄附金」に、「地方団体に対する寄附金」を「特例控除対象寄附金」に、「地方団体の」を「都道府県の知事又は特別区若しくは市町村の」に改める。

附則第 5 条中「地方団体に対する寄附金」を「特例控除対象寄附金」に、「においては」を「には」に改める。

附則第 6 条第 5 項中「附則第 30 条第 6 項各号」を「附則第 30 条第 2 項各号」に、「平成 31 年度分」を「令和元年度分」に改め、同条第 6 項中「附則第

30条第7項各号」を「附則第30条第3項各号」に、「平成31年度分」を「令和元年度分」に改め、同条第7項中「附則第30条第8項各号」を「附則第30条第4項各号」に、「平成31年度分」を「令和元年度分」に改める。

附則第11条第1項及び第2項中「平成32年度」を「令和2年度」に改める。

附則第15条第1項中「平成35年度」を「令和5年度」に改める。

第2条 杉並区特別区税条例の一部を次のように改正する。

第24条中第7項を第8項とし、第6項を第7項とし、第5項の次に次の1項を加える。

6 第1項又は前項の場合において、前年において支払を受けた給与で所得税法第190条の規定の適用を受けたものを有する者で区内に住所を有するものが、第1項の申告書を提出するときは、法第317条の2第1項各号に掲げる事項のうち施行規則で定めるものについては、施行規則で定める記載によることができる。

第25条の2の見出し中「扶養親族申告書」を「扶養親族等申告書」に改め、同条第1項中「同項の」を「同項に規定する」に改め、同項第3号を同項第4号とし、同項第2号の次に次の1号を加える。

(3) 当該給与所得者が単身児童扶養者に該当する場合には、その旨

第25条の3の見出し中「扶養親族申告書」を「扶養親族等申告書」に改め、同条第1項中「第203条の5第1項」を「第203条の6第1項」に改め、「提出しなければならない者」の次に「又は法の施行地において同項に規定する公的年金等（所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。）の支払を受ける者であつて、扶養親族（控除対象扶養親族を除く。）を有する者若しくは単身児童扶養者である者」を加え、「同項の」を「所得税法第203条の6第1項に規定する」に、「最初に同項に規定する」を「最初に」に改め、同項第3号を同項第4号とし、同項第2号の次に次の1号を加える。

(3) 当該公的年金等受給者が単身児童扶養者に該当する場合には、その旨

第25条の3第2項中「第203条の5第2項」を「第203条の6第2項」に改め、同条第4項中「第203条の5第5項」を「第203条の6第6項」に

改める。

第26条第1項中「によつて」を「により」に、「同条第7項」を「同条第8項」に、「においては」を「には」に改める。

附則第5条の2に次の3項を加え、同条を附則第5条の2の2とする。

- 2 東京都知事は、当分の間、前項の規定により行う軽自動車税の環境性能割の賦課徴収に関し、三輪以上の軽自動車が法第446条第1項（同条第2項において準用する場合を含む。）又は法第451条第1項若しくは第2項（これらの規定を同条第4項において準用する場合を含む。）の適用を受ける三輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等（法附則第29条の9第3項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。）に基づき当該判断をするものとする。
- 3 東京都知事は、当分の間、第1項の規定により賦課徴収を行う軽自動車税の環境性能割につき、その納付すべき額について不足額があることを附則第5条の4の規定により読み替えられた第38条の7第1項の納期限（納期限の延長があつたときは、その延長された納期限）後において知つた場合において、当該事実が生じた原因が、国土交通大臣の認定等の申請をした者が偽りその他不正の手段（当該申請をした者に当該申請に必要な情報を直接又は間接に提供した者の偽りその他不正の手段を含む。）により国土交通大臣の認定等を受けたことを事由として国土交通大臣が当該国土交通大臣の認定等を取り消したことによるものであるときは、当該申請をした者又はその一般承継人を当該不足額に係る三輪以上の軽自動車について法附則第29条の11の規定によりその例によることとされた法第161条第1項に規定する申告書を提出すべき当該三輪以上の軽自動車の取得者とみなして、軽自動車税の環境性能割に関する規定を適用する。
- 4 前項の規定の適用がある場合における納付すべき軽自動車税の環境性能割の額は、同項の不足額に、これに100分の10の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。

附則第5条の次に次の1条を加える。

（軽自動車税の環境性能割の非課税）

第5条の2 法第451条第1項第1号（同条第4項において準用する場合を含む。）に掲げる三輪以上の軽自動車（自家用のものに限る。以下この条において同じ。）に対しては、当該三輪以上の軽自動車の取得が令和元年10月1日から令和2年9月30日までの間（附則第5条の6第3項において「特定期間」という。）に行われたときに限り、第38条第1項の規定にかかわらず、軽自動車税の環境性能割を課さない。

附則第5条の6に次の1項を加える。

- 3 自家用の三輪以上の軽自動車であつて乗用のものに対する第38条の5（第2号に係る部分に限る。）及び前項の規定の適用については、当該軽自動車の取得が特定期間に行われたときに限り、これらの規定中「100分の2」とあるのは、「100分の1」とする。

附則第6条第1項中「指定」の次に「（以下この条において「初回車両番号指定」という。）」を加え、同条第2項中「前項の」を「前各項の」に、「附則第6条第1項」を「附則第6条」に改め、同項を同条第5項とし、同条第1項の次に次の3項を加える。

- 2 法附則第30条第2項各号に掲げる三輪以上の軽自動車に対する第40条第1項の規定の適用については、当該軽自動車平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和2年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該軽自動車令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和3年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同項の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第2号ア（イ）	3,900円	1,000円
第2号ア（ウ） a	6,900円	1,800円
	10,800円	2,700円
第2号ア（ウ） b	3,800円	1,000円
	5,000円	1,300円

- 3 法附則第30条第3項各号に掲げる法第446条第1項第3号に規定するガソリン軽自動車（以下この項及び次項において「ガソリン軽自動車」という。）のうち三輪以上のものに対する第40条第1項の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和2年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該ガソリン軽自動車が令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和3年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同項の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第2号ア（イ）	3,900円	2,000円
第2号ア（ウ） a	6,900円	3,500円
	10,800円	5,400円
第2号ア（ウ） b	3,800円	1,900円
	5,000円	2,500円

- 4 法附則第30条第4項各号に掲げるガソリン軽自動車のうち三輪以上のもの（前項の規定の適用を受けるものを除く。）に対する第40条第1項の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和2年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該ガソリン軽自動車が令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和3年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同項の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第2号ア（イ）	3,900円	3,000円
第2号ア（ウ） a	6,900円	5,200円
	10,800円	8,100円
第2号ア（ウ） b	3,800円	2,900円

	5, 000円	3, 800円
--	---------	---------

附則第6条の次に次の1条を加える。

(軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例)

第6条の2 区長は、軽自動車税の種別割の賦課徴収に関し、三輪以上の軽自動車の前条第2項から第4項までの規定の適用を受ける三輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等（法附則第30条の2第1項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。）に基づき当該判断をするものとする。

2 区長は、納付すべき軽自動車税の種別割の額について不足額があることを第41条第2項の納期限（納期限の延長があつたときは、その延長された納期限）後において知つた場合において、当該事実が生じた原因が、国土交通大臣の認定等の申請をした者が偽りその他不正の手段（当該申請をした者に当該申請に必要な情報を直接又は間接に提供した者の偽りその他不正の手段を含む。）により国土交通大臣の認定等を受けたことを事由として国土交通大臣が当該国土交通大臣の認定等を取り消したことによるものであるときは、当該申請をした者又はその一般承継人を賦課期日現在における当該不足額に係る三輪以上の軽自動車の所有者とみなして、軽自動車税の種別割に関する規定（第44条及び第45条の規定を除く。）を適用する。

3 前項の規定の適用がある場合における納付すべき軽自動車税の種別割の額は、同項の不足額に、これに100分の10の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。

4 第2項の規定の適用がある場合における第8条の規定の適用については、同条中「納期限（）」とあるのは、「納期限（附則第6条の2第2項の規定の適用がないものとした場合の当該三輪以上の軽自動車の所有者についての軽自動車税の種別割の納期限とし、当該）」とする。

第3条 杉並区特別区税条例の一部を次のように改正する。

第11条第1項第2号中「又は寡夫」を「、寡夫又は単身児童扶養者」に改める。

附則第6条第5項を同条第6項とし、同条第4項の次に次の1項を加える。

- 5 法附則第30条第2項各号に掲げる三輪以上の軽自動車のうち、自家用の乗用のものに対する第40条第1項の規定の適用については、当該軽自動車令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該軽自動車令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和5年度分の軽自動車税の種別割に限り、第2項の表の左欄に掲げる同条第1項の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

附則第6条の2第1項中「第4項」を「第5項」に改める。

#### 附 則

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第2条（次号に掲げる改正規定を除く。）並びに附則第3条第2項及び第3項並びに附則第4条の規定 令和元年10月1日
- (2) 第2条中杉並区特別区税条例第24条中第7項を第8項とし、第6項を第7項とし、第5項の次に1項を加える改正規定並びに同条例第25条の2、第25条の3及び第26条第1項の改正規定並びに附則第2条第5項から第7項までの規定 令和2年1月1日
- (3) 第3条中杉並区特別区税条例第11条第1項第2号の改正規定及び附則第2条第8項の規定 令和3年1月1日
- (4) 第3条（前号に掲げる改正規定を除く。）並びに附則第3条第4項及び附則第5条の規定 令和3年4月1日

第2条 別段の定めがあるものを除き、第1条の規定による改正後の杉並区特別区税条例（以下「新条例」という。）の規定中特別区民税（以下「区民税」という。）に関する部分は、令和元年度以後の年度分の区民税について適用し、平成30年度分までの区民税については、なお従前の例による。

- 2 新条例第20条の2並びに附則第3条の6及び第5条の規定は、令和2年度以後の年度分の区民税について適用し、令和元年度分までの区民税については、な

お従前の例による。

- 3 新条例第20条の2第1項及び附則第5条の規定の適用については、令和2年度分の区民税に限り、次の表の左欄に掲げる新条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第20条の2第1項	特例控除対象寄附金	特例控除対象寄附金又は同条第1項第1号に掲げる寄附金（令和元年6月1日前に支出したものに限る。）
附則第5条	特例控除対象寄附金	特例控除対象寄附金又は法第314条の7第1項第1号に掲げる寄附金（令和元年6月1日前に支出したものに限る。）
	送付	送付又は地方税法等の一部を改正する法律（平成31年法律第2号）附則第13条第7項の規定によりなお従前の例によることとされる同法第1条の規定による改正前の法附則第7条第12項の規定による杉並区特別区税条例の一部を改正する条例（令和元年杉並区条例第 号）第1条の規定による改正前の杉並区特別区税条例附則第4条の2に規定する申告特例通知書の送付

- 4 新条例附則第4条の2の規定は、区民税の所得割の納税義務者が令和元年6月1日以後に支出する地方税法等の一部を改正する法律（平成31年法律第2号。以下この項において「改正法」という。）第1条の規定による改正後の地方税法（昭和25年法律第226号）第314条の7第2項に規定する特例控除対象寄附金について適用し、区民税の所得割の納税義務者が同日前に支出した改正法第1条の規定による改正前の地方税法第314条の7第1項第1号に掲げる寄附金については、なお従前の例による。
- 5 附則第1条第2号に掲げる規定による改正後の杉並区特別区税条例（次項及び第7項において「2年新条例」という。）第24条第7項の規定は、同号に掲げる規定の施行の日以後に令和2年度以後の年度分の区民税に係る申告書を提出する場合について適用し、同日前に当該申告書を提出した場合及び同日以後に令和元年度分までの区民税に係る申告書を提出する場合については、なお従前の例に

よる。

6 2年新条例第25条の2第1項（第3号に係る部分に限る。）の規定は、附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日以後に支払を受けるべき杉並区特別区税条例第24条第1項に規定する給与について提出する2年新条例第25条の2第1項及び第2項に規定する申告書について適用する。

7 2年新条例第25条の3第1項の規定は、附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日以後に支払を受けるべき所得税法等の一部を改正する法律（平成31年法律第6号）第1条の規定による改正後の所得税法（昭和40年法律第33号。以下この項において「新所得税法」という。）第203条の6第1項に規定する公的年金等（新所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。）について提出する2年新条例第25条の3第1項に規定する申告書について適用する。

8 附則第1条第3号に掲げる規定による改正後の杉並区特別区税条例第11条第1項（第2号に係る部分に限る。）の規定は、令和3年度以後の年度分の区民税について適用し、令和2年度分までの区民税については、なお従前の例による。

第3条 新条例の規定中軽自動車税に関する部分は、令和元年度分の軽自動車税について適用し、平成30年度分までの軽自動車税については、なお従前の例による。

2 別段の定めがあるものを除き、附則第1条第1号に掲げる規定による改正後の杉並区特別区税条例（以下「元年10月新条例」という。）の規定中軽自動車税の環境性能割に関する部分は、同号に掲げる規定の施行の日以後に取得された三輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の環境性能割について適用する。

3 元年10月新条例の規定中軽自動車税の種別割に関する部分は、令和2年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用する。

4 附則第1条第4号に掲げる規定による改正後の杉並区特別区税条例の規定は、令和3年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和2年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

第4条 杉並区特別区税条例等の一部を改正する条例（平成26年杉並区条例第13号）の一部を次のように改正する。

附則第5条中「及び附則第6条」を「並びに附則第6条第1項及び第5項」に

改め、同条の表附則第6条第2項の項中「附則第6条第2項」を「附則第6条第5項」に、「附則第6条第1項」を「附則第6条」に改める。

第5条 杉並区特別区税条例等の一部を改正する条例の一部を次のように改正する。

附則第5条中「第5項の」を「第6項の」に改め、同条の表附則第6条第5項の項中「附則第6条第5項」を「附則第6条第6項」に改める。

(提案理由)

軽自動車税の種別割の税率の特例の見直しを行う等の必要がある。

## 杉並区特別区税条例の一部を改正する条例新旧対照表（抄）

## 第1条による改正（杉並区特別区税条例の一部改正）

新 条 例	旧 条 例
<p>（寄附金税額控除）</p> <p>第20条の2 所得割の納税義務者が、前年中に法第314条の7第1項第1号及び第2号に掲げる寄附金又は次に掲げる寄附金のうち規則で定めるものを支出した場合には、同項に規定するところにより控除すべき額（当該納税義務者が前年中に同条第2項に規定する特例控除対象寄附金を支出した場合にあつては、当該控除すべき金額に特例控除額を加算した金額。以下この項において「控除額」という。）をその者の第19条及び前条の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。この場合において、当該控除額が当該所得割の額を超えるときは、当該控除額は、当該所得割の額に相当する金額とする。</p> <p>（1）～（9） 略</p> <p>2 前項の特例控除額は、法第314条の7第11項（法附則第5条の6第2項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に定めるところにより計算した金額とする。</p>	<p>（寄附金税額控除）</p> <p>第20条の2 所得割の納税義務者が、前年中に法第314条の7第1項第1号及び第2号に掲げる寄附金又は次に掲げる寄附金のうち規則で定めるものを支出した場合においては、同項に規定するところにより控除すべき額（当該納税義務者が前年中に同項第1号に掲げる寄附金を支出した場合にあつては、当該控除すべき金額に特例控除額を加算した金額。以下この項において「控除額」という。）をその者の第19条及び前条の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。この場合において、当該控除額が当該所得割の額を超えるときは、当該控除額は、当該所得割の額に相当する金額とする。</p> <p>（1）～（9） 略</p> <p>2 前項の特例控除額は、法第314条の7第2項（法附則第5条の6第2項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に定めるところにより計算した金額とする。</p>

## 附 則

(特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例)

第3条の4 平成30年度から令和4年度までの各年度分の区民税に限り、法附則第4条の4第3項の規定に該当する場合における第18条の規定による控除については、その者の選択により、同条中「同条第1項」とあるのは「同条第1項(第2号を除く。)」と、「まで」とあるのは「まで及び法附則第4条の4第3項の規定により読み替えて適用される法第314条の2第1項(第2号に係る部分に限る。)」として、同条の規定を適用することができる。

第3条の5の2 平成22年度から令和15年度までの各年度分の区民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第41条又は第41条の2の2の規定の適用を受けた場合(居住年が平成11年から平成18年まで又は平成21年から令和3年までの各年である場合に限る。)において、前条第1項の規定の適用を受けないときは、法附則第5条の4の2第5項(同条第7項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)に規定するところにより控除す

## 附 則

(特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例)

第3条の4 平成30年度から平成34年度までの各年度分の区民税に限り、法附則第4条の4第3項の規定に該当する場合における第18条の規定による控除については、その者の選択により、同条中「同条第1項」とあるのは「同条第1項(第2号を除く。)」と、「まで」とあるのは「まで及び法附則第4条の4第3項の規定により読み替えて適用される法第314条の2第1項(第2号に係る部分に限る。)」として、同条の規定を適用することができる。

第3条の5の2 平成22年度から平成43年度までの各年度分の区民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第41条又は第41条の2の2の規定の適用を受けた場合(居住年が平成11年から平成18年まで又は平成21年から平成33年までの各年である場合に限る。)において、前条第1項の規定の適用を受けないときは、法附則第5条の4の2第6項(同条第9項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)に規定するところにより控除す

べき額を、当該納税義務者の第19条及び第20条の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

べき額を、当該納税義務者の第19条及び第20条の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

2 前項の規定は、次に掲げる場合に限り適用する。

(1) 前項の規定の適用を受けようとする年度分の第24条第1項の規定による申告書（その提出期限後において区民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第25条第1項の確定申告書を含む。）に租税特別措置法第41条第1項に規定する住宅借入金等特別税額控除額の控除に関する事項の記載がある場合（これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると区長が認める場合を含む。）

(2) 前号に掲げる場合のほか、前項の規定の適用を受けようとする年度の初日の属する年の1月1日現在において法第317条の6第1項の規定によつて給与支払報告書を提出する義務がある者から給与の支払を受けている者であつて、前年中において給与所得以外の所得を有しなかつたものが、前年分の所得税につき租税特別措置法第41条の2の2の規定の適用を受けている場合

2 前項の規定の適用がある場合における第21条及び第21条の2第1項の規定の適用については、第21条中「前3条」とあるのは「前3条及び附則第3条の5の2第1項」と、第21条の2第1項中「前条まで」とあるのは「前条まで及び附則第3条の5の2第1項」とする。

(寄附金税額控除における特例控除額の特例)

第3条の6 第20条の2の規定の適用を受ける区民税の所得割の納税義務者が、法第314条の7第11項第2号若しくは第3号に掲げる場合に該当する場合又は第19条第2項に規定する課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額を有しない場合であつて、当該納税義務者の前年中の所得について、附則第7条第1項、附則第9条第1項、附則第10条第1項、附則第12条第1項、附則第13条第1項、附則第13条の2第1項又は附則第14条第1項の規定の適用を受けるときは、第20条の2第2項に規定する特例控除額は、同項の規定にかかわらず、法附則第5条の5第2項（法附則第5条の6第2項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に定めるところにより計算した金額とす

3 第1項の規定の適用がある場合における第21条及び第21条の2第1項の規定の適用については、第21条中「前3条」とあるのは「前3条及び附則第3条の5の2第1項」と、第21条の2第1項中「前条まで」とあるのは「前条まで及び附則第3条の5の2第1項」とする。

(寄附金税額控除における特例控除額の特例)

第3条の6 第20条の2の規定の適用を受ける区民税の所得割の納税義務者が、法第314条の7第2項第2号若しくは第3号に掲げる場合に該当する場合又は第19条第2項に規定する課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額を有しない場合であつて、当該納税義務者の前年中の所得について、附則第7条第1項、附則第9条第1項、附則第10条第1項、附則第12条第1項、附則第13条第1項、附則第13条の2第1項又は附則第14条第1項の規定の適用を受けるときは、第20条の2第2項に規定する特例控除額は、同項の規定にかかわらず、法附則第5条の5第2項（法附則第5条の6第2項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に定めるところにより計算した金額とす

る。

(肉用牛の売却による事業所得に係る区民税の課税の特例)

第4条 昭和57年度から令和3年度

までの各年度分の区民税に限り、法附則第6条第4項に規定する場合において、第24条第1項の規定による申告書（その提出期限後において区民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第25条第1項の確定申告書を含む。次項において同じ。）に肉用牛の売却に係る租税特別措置法第25条第1項に規定する事業所得の明細に関する事項の記載があるとき（これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると区長が認めるときを含む。次項において同じ。）は、当該事業所得に係る区民税の所得割の額を免除する。

2及び3 略

(寄附金税額控除に係る申告の特例等)

第4条の2 法附則第7条第8項に規定する申告特例対象寄附者は、当分の間、第20条の2の規定により 控除すべき金額の控除を受けようとする場合には、第24条第4項の規定による申告書の提出（第25条第1項の規定により当該申告書が提出されたものと

る。

(肉用牛の売却による事業所得に係る区民税の課税の特例)

第4条 昭和57年度から平成33年度

までの各年度分の区民税に限り、法附則第6条第4項に規定する場合において、第24条第1項の規定による申告書（その提出期限後において区民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第25条第1項の確定申告書を含む。次項において同じ。）に肉用牛の売却に係る租税特別措置法第25条第1項に規定する事業所得の明細に関する事項の記載があるとき（これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると区長が認めるときを含む。次項において同じ。）は、当該事業所得に係る区民税の所得割の額を免除する。

2及び3 略

(寄附金税額控除に係る申告の特例等)

第4条の2 法附則第7条第8項に規定する申告特例対象寄附者は、当分の間、第20条の2の規定によつて控除すべき金額の控除を受けようとする場合には、第24条第4項の規定による申告書の提出（第25条第1項の規定により当該申告書が提出されたものと

みなされる所得税法第2条第1項第3号に規定する確定申告書の提出を含む。)に代えて、法第314条の7第2項に規定する特例控除対象寄附金

(以下この条及び次条において「特例控除対象寄附金」という。)を支出する際、法附則第7条第8項から第10項までに規定するところにより、特例控除対象寄附金を受領する都道府県の知事又は特別区若しくは市町村の長に対し、同条第8項に規定する申告特例通知書を送付することを求めることができる。

第5条 当分の間、所得割の納税義務者が前年中に特例控除対象寄附金を支出し、かつ、当該納税義務者について法附則第7条第12項の規定による申告特例通知書の送付があつた場合には      、法附則第7条の2第4項に規定するところにより控除すべき額を、当該納税義務者の第20条の2の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。

(軽自動車税の税率の特例)

第6条 略

2～4 略

5 法附則第30条第2項各号に掲げる三輪以上の軽自動車に対する第40条第1項の規定の適用については、当該

みなされる所得税法第2条第1項第3号に規定する確定申告書の提出を含む。)に代えて、法第314条の7第1項第1号に掲げる寄附金

(以下この条及び次条において「地方団体に対する寄附金」という。)を支出する際、法附則第7条第8項から第10項までに規定するところにより、地方団体に対する寄附金を受領する地方団体の       長に対し、同条第8項に規定する申告特例通知書を送付することを求めることができる。

第5条 当分の間、所得割の納税義務者が前年中に地方団体に対する寄附金を支出し、かつ、当該納税義務者について法附則第7条第12項の規定による申告特例通知書の送付があつた場合には      、法附則第7条の2第4項に規定するところにより控除すべき額を、当該納税義務者の第20条の2の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。

(軽自動車税の税率の特例)

第6条 略

2～4 略

5 法附則第30条第6項各号に掲げる三輪以上の軽自動車に対する第40条第1項の規定の適用については、当該

- 軽自動車が平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成30年度分の軽自動車税に限り、当該軽自動車が平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和元年度分の軽自動車税に限り、同項第2号ア中第2項の表の左欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。
- 6 法附則第30条第3項各号に掲げる三輪以上の軽自動車に対する第40条第1項の規定の適用については、当該軽自動車が平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成30年度分の軽自動車税に限り、当該軽自動車が平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和元年度分の軽自動車税に限り、同項第2号ア中第3項の表の左欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。
- 7 法附則第30条第4項各号に掲げる三輪以上の軽自動車（前項の規定の適用を受けるものを除く。）に対する第40条第1項の規定の適用について
- 軽自動車が平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成30年度分の軽自動車税に限り、当該軽自動車が平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成31年度分の軽自動車税に限り、同項第2号ア中第2項の表の左欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。
- 6 法附則第30条第7項各号に掲げる三輪以上の軽自動車に対する第40条第1項の規定の適用については、当該軽自動車が平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成30年度分の軽自動車税に限り、当該軽自動車が平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成31年度分の軽自動車税に限り、同項第2号ア中第3項の表の左欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。
- 7 法附則第30条第8項各号に掲げる三輪以上の軽自動車（前項の規定の適用を受けるものを除く。）に対する第40条第1項の規定の適用について

は、当該軽自動車平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成30年度分の軽自動車税に限り、当該軽自動車平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和元年度分の軽自動車税に限り、同項第2号ア中第4項の表の左欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

#### 8 略

(優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る区民税の課税の特例)

第11条 昭和63年度から令和2年度\_\_までの各年度分の区民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等(租税特別措置法第31条第1項に規定する土地等をいう。以下この条において同じ。)の譲渡(同項に規定する譲渡をいう。以下この条において同じ。)をした場合において、当該譲渡が優良住宅地等のための譲渡(法附則第34条の2第1項に規定する優良住宅地等のための譲渡をいう。)に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得(次条の規定の適用を受

は、当該軽自動車平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成30年度分の軽自動車税に限り、当該軽自動車平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成31年度分の軽自動車税に限り、同項第2号ア中第4項の表の左欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

#### 8 略

(優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る区民税の課税の特例)

第11条 昭和63年度から平成32年度\_\_までの各年度分の区民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等(租税特別措置法第31条第1項に規定する土地等をいう。以下この条において同じ。)の譲渡(同項に規定する譲渡をいう。以下この条において同じ。)をした場合において、当該譲渡が優良住宅地等のための譲渡(法附則第34条の2第1項に規定する優良住宅地等のための譲渡をいう。)に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得(次条の規定の適用を受

ける譲渡所得を除く。次項において同じ。)に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する区民税の所得割の額は、前条第1項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める金額に相当する額とする。

(1)及び(2) 略

2 前項の規定は、昭和63年度から令和2年度までの各年度分の区民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等の譲渡をした場合において、当該譲渡が確定優良住宅地等予定地のための譲渡（法附則第34条の2第5項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡をいう。以下この項において同じ。）に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する区民税の所得割について準用する。この場合において、当該譲渡が法附則第34条の2第10項の規定に該当することとなるときは、当該譲渡は確定優良住宅地等予定地のための譲渡ではなかつたものとみなす。

3 略

(区民税の税率の特例等)

第15条 平成26年度から令和5年度

ける譲渡所得を除く。次項において同じ。)に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する区民税の所得割の額は、前条第1項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める金額に相当する額とする。

(1)及び(2) 略

2 前項の規定は、昭和63年度から平成32年度までの各年度分の区民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等の譲渡をした場合において、当該譲渡が確定優良住宅地等予定地のための譲渡（法附則第34条の2第5項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡をいう。以下この項において同じ。）に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する区民税の所得割について準用する。この場合において、当該譲渡が法附則第34条の2第10項の規定に該当することとなるときは、当該譲渡は確定優良住宅地等予定地のための譲渡ではなかつたものとみなす。

3 略

(区民税の税率の特例等)

第15条 平成26年度から平成35年

\_\_までの各年度分の区民税に限り、均等割の税率は、第14条の規定にかかわらず、同条に規定する額に500円を加算した額とする。

2 略

度までの各年度分の区民税に限り、均等割の税率は、第14条の規定にかかわらず、同条に規定する額に500円を加算した額とする。

2 略

第2条による改正（杉並区特別区税条例の一部改正）

新 条 例	旧 条 例
(区民税の申告)	(区民税の申告)
第24条 略	第24条 略
2～5 略	2～5 略
<u>6 第1項又は前項の場合において、前年において支払を受けた給与で所得税法第190条の規定の適用を受けたものを有する者で区内に住所を有するものが、第1項の申告書を提出するときは、法第317条の2第1項各号に掲げる事項のうち施行規則で定めるものについては、施行規則で定める記載によることができる。</u>	
<u>7 略</u>	<u>6 略</u>
<u>8 略</u>	<u>7 略</u>
(区民税に係る給与所得者の <u>扶養親族等申告書</u> )	(区民税に係る給与所得者の <u>扶養親族申告書</u> )
第25条の2 所得税法第194条第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者（以下この条において「給与所得者」とい	第25条の2 所得税法第194条第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者（以下この条において「給与所得者」とい

う。)で区内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき同項に規定する給与等の支払者（以下この条において「給与支払者」という。）から毎年最初に給与の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該給与支払者を經由して、区長に提出しなければならない。

(1)及び(2) 略

(3) 当該給与所得者が単身児童扶養者に該当する場合には、その旨

(4) 略

2～5 略

(区民税に係る公的年金等受給者の扶養親族等申告書)

第25条の3 所得税法第203条の6

第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者又は法の施行地において同項に規定する公的年金等（所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。）の支払を受ける者であつて、扶養親族（控除対象扶養親族を除く。）を有する者若しくは単身児童扶養者である者（以下この条において「公的年金等受給者」という。）で区内に住所

う。)で区内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき同項の \_\_\_\_\_ 給与等の支払者（以下この条において「給与支払者」という。）から毎年最初に給与の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該給与支払者を經由して、区長に提出しなければならない。

(1)及び(2) 略

(3) 略

2～5 略

(区民税に係る公的年金等受給者の扶養親族申告書 )

第25条の3 所得税法第203条の5

第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者 \_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_（以下この条において「公的年金等受給者」という。）で区内に住所

を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき所得税法第203条の6第1項に規定する公的年金等の支払者（以下この条において「公的年金等支払者」という。）から毎年最初に \_\_\_\_\_ 公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を經由して、区長に提出しなければならない。

(1)及び(2) 略

(3) 当該公的年金等受給者が単身児童扶養者に該当する場合には、その旨

(4) 略

2 前項又は法第317条の3の3第1項の規定による申告書を公的年金等支払者を經由して提出する場合において、当該申告書に記載すべき事項がその年の前年において当該公的年金等支払者を經由して提出した前項又は法第317条の3の3第1項の規定による申告書に記載した事項と異動がないときは、公的年金等受給者は、当該公的年金等支払者が所得税法第203条の6第2項に規定する国税庁長官の承認を受けている場合に限り、施行規則で定めるところにより、前項又は法第3

を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき同項の \_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_ 公的年金等の支払者（以下この条において「公的年金等支払者」という。）から毎年最初に同項に規定する公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を經由して、区長に提出しなければならない。

(1)及び(2) 略

(3) 略

2 前項又は法第317条の3の3第1項の規定による申告書を公的年金等支払者を經由して提出する場合において、当該申告書に記載すべき事項がその年の前年において当該公的年金等支払者を經由して提出した前項又は法第317条の3の3第1項の規定による申告書に記載した事項と異動がないときは、公的年金等受給者は、当該公的年金等支払者が所得税法第203条の5第2項に規定する国税庁長官の承認を受けている場合に限り、施行規則で定めるところにより、前項又は法第3

17条の3の3第1項の規定により記載すべき事項に代えて当該異動がない旨を記載した前項又は法第317条の3の3第1項の規定による申告書を提出することができる。

3 略

4 公的年金等受給者は、第1項の規定による申告書の提出の際に經由すべき公的年金等支払者が所得税法第203条の6第6項に規定する納税地の所轄税務署長の承認を受けている場合には、施行規則で定めるところにより、当該申告書の提出に代えて、当該公的年金等支払者に対し、当該申告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。

5 略

(区民税に係る不申告に関する過料)

第26条 区民税の納税義務者が第24条第1項、第2項若しくは第3項の規定により提出すべき申告書を正当な理由がなくて提出しなかつた場合又は同条第8項の規定により申告すべき事項について正当な理由がなくて申告をしなかつた場合には、その者に対し、10万円以下の過料を科する。

2及び3 略

附 則

17条の3の3第1項の規定により記載すべき事項に代えて当該異動がない旨を記載した前項又は法第317条の3の3第1項の規定による申告書を提出することができる。

3 略

4 公的年金等受給者は、第1項の規定による申告書の提出の際に經由すべき公的年金等支払者が所得税法第203条の5第5項に規定する納税地の所轄税務署長の承認を受けている場合には、施行規則で定めるところにより、当該申告書の提出に代えて、当該公的年金等支払者に対し、当該申告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。

5 略

(区民税に係る不申告に関する過料)

第26条 区民税の納税義務者が第24条第1項、第2項若しくは第3項の規定によつて提出すべき申告書を正当な理由がなくて提出しなかつた場合又は同条第7項の規定によつて申告すべき事項について正当な理由がなくて申告をしなかつた場合においては、その者に対し、10万円以下の過料を科する。

2及び3 略

附 則

(軽自動車税の環境性能割の非課税)

第5条の2 法第451条第1項第1号

(同条第4項において準用する場合を含む。)に掲げる三輪以上の軽自動車  
(自家用のものに限る。以下この条において同じ。)に対しては、当該三輪以上の軽自動車の取得が令和元年10月1日から令和2年9月30日までの間(附則第5条の6第3項において「特定期間」という。)に行われたときに限り、第38条第1項の規定にかかわらず、軽自動車税の環境性能割を課さない。

(軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例)

第5条の2の2 略

2 東京都知事は、当分の間、前項の規定により行う軽自動車税の環境性能割の賦課徴収に関し、三輪以上の軽自動車が法第446条第1項(同条第2項において準用する場合を含む。)又は法第451条第1項若しくは第2項(これらの規定を同条第4項において準用する場合を含む。)の適用を受ける三輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等(法附則第29条の9第3項に規定する国土交通大臣の認定等という。次項において同じ。)に基づき

(軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例)

第5条の2 略

当該判断をするものとする。

- 3 東京都知事は、当分の間、第1項の規定により賦課徴収を行う軽自動車税の環境性能割につき、その納付すべき額について不足額があることを附則第5条の4の規定により読み替えられた第38条の7第1項の納期限（納期限の延長があつたときは、その延長された納期限）後において知つた場合において、当該事実が生じた原因が、国土交通大臣の認定等の申請をした者が偽りその他不正の手段（当該申請をした者に当該申請に必要な情報を直接又は間接に提供した者の偽りその他不正の手段を含む。）により国土交通大臣の認定等を受けたことを事由として国土交通大臣が当該国土交通大臣の認定等を取り消したことによるものであるときは、当該申請をした者又はその一般承継人を当該不足額に係る三輪以上の軽自動車について法附則第29条の11の規定によりその例によることとされた法第161条第1項に規定する申告書を提出すべき当該三輪以上の軽自動車の取得者とみなして、軽自動車税の環境性能割に関する規定を適用する。
- 4 前項の規定の適用がある場合における納付すべき軽自動車税の環境性能割

の額は、同項の不足額に、これに100分の10の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。

(軽自動車税の環境性能割の税率の特例)

第5条の6 略

2 略

3 自家用の三輪以上の軽自動車であつて乗用のものに対する第38条の5(第2号に係る部分に限る。)及び前項の規定の適用については、当該軽自動車の取得が特定期間に行われたときに限り、これらの規定中「100分の2」とあるのは、「100分の1」とする。

(軽自動車税の種別割の税率の特例)

第6条 法附則第30条第1項に規定する三輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車が最初の法第444条第3項に規定する車両番号の指定(以下この条において「初回車両番号指定」という。)を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税の種別割に係る第40条第1項の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同項の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

(軽自動車税の環境性能割の税率の特例)

第5条の6 略

2 略

(軽自動車税の種別割の税率の特例)

第6条 法附則第30条第1項に規定する三輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車が最初の法第444条第3項に規定する車両番号の指定\_\_\_\_\_を\_\_\_\_\_を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税の種別割に係る第40条第1項の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同項の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

2 法附則第30条第2項各号に掲げる

三輪以上の軽自動車に対する第40条第1項の規定の適用については、当該軽自動車が平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和2年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該軽自動車が令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和3年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同項の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

3 法附則第30条第3項各号に掲げる

法第446条第1項第3号に規定するガソリン軽自動車（以下この項及び次項において「ガソリン軽自動車」という。）のうち三輪以上のものに対する第40条第1項の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和2年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該ガソリン軽自動車が令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和3年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲

げる同項の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

4 法附則第30条第4項各号に掲げるガソリン軽自動車のうち三輪以上のもの（前項の規定の適用を受けるものを除く。）に対する第40条第1項の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和2年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該ガソリン軽自動車が令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和3年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同項の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

5 前各項の規定の適用がある場合における第40条第2項の規定の適用については、同項中「前項」とあるのは「附則第6条 \_\_\_\_\_ の規定により読み替えて適用される前項」とする。

（軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例）

第6条の2 区長は、軽自動車税の種別割の賦課徴収に関し、三輪以上の軽自動車が前条第2項から第4項までの規

2 前項の 規定の適用がある場合における第40条第2項の規定の適用については、同項中「前項」とあるのは「附則第6条第1項の規定により読み替えて適用される前項」とする。

定の適用を受ける三輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等（法附則第30条の2第1項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。）に基づき当該判断をするものとする。

2 区長は、納付すべき軽自動車税の種別割の額について不足額があることを第41条第2項の納期限（納期限の延長があつたときは、その延長された納期限）後において知つた場合において、当該事実が生じた原因が、国土交通大臣の認定等の申請をした者が偽りその他不正の手段（当該申請をした者に当該申請に必要な情報を直接又は間接に提供した者の偽りその他不正の手段を含む。）により国土交通大臣の認定等を受けたことを事由として国土交通大臣が当該国土交通大臣の認定等を取り消したことによるものであるときは、当該申請をした者又はその一般承継人を賦課期日現在における当該不足額に係る三輪以上の軽自動車の所有者とみなして、軽自動車税の種別割に関する規定（第44条及び第45条の規定を除く。）を適用する。

3 前項の規定の適用がある場合における納付すべき軽自動車税の種別割の額

は、同項の不足額に、これに100分の10の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。

4 第2項の規定の適用がある場合における第8条の規定の適用については、同条中「納期限（）」とあるのは、「納期限（附則第6条の2第2項の規定の適用がないものとした場合の当該三輪以上の軽自動車の所有者についての軽自動車税の種別割の納期限とし、当該）」とする。

第3条による改正（杉並区特別区税条例の一部改正）

新 条 例	旧 条 例
<p>(区民税の非課税の範囲)</p> <p>第11条 次の各号のいずれかに該当する者（法の施行地に住所を有しない者を除く。）に対しては区民税（第2号に該当する者にあつては、第37条の2の規定により課する所得割（以下「分離課税に係る所得割」という。）を除く。）を課さない。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 障害者、未成年者、寡婦、寡夫又は<u>单身児童扶養者</u>（これらの者の前年の合計所得金額が135万円を超える場合を除く。）</p> <p>2 略</p>	<p>(区民税の非課税の範囲)</p> <p>第11条 次の各号のいずれかに該当する者（法の施行地に住所を有しない者を除く。）に対しては区民税（第2号に該当する者にあつては、第37条の2の規定により課する所得割（以下「分離課税に係る所得割」という。）を除く。）を課さない。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 障害者、未成年者、寡婦又は寡夫（これらの者の前年の合計所得金額が135万円を超える場合を除く。）</p> <p>2 略</p>

## 附 則

(軽自動車税の種別割の税率の特例)

第6条 略

2～4 略

5 法附則第30条第2項各号に掲げる

三輪以上の軽自動車のうち、自家用の乗用のものに対する第40条第1項の規定の適用については、当該軽自動車  
が令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車  
税の種別割に限り、当該軽自動車が令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に初回車両番号指定を受け  
た場合には令和5年度分の軽自動車税の種別割に限り、第2項の表の左欄に掲げる同条第1項の規定中同表の中欄  
に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

6 略

(軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例)

第6条の2 区長は、軽自動車税の種別割の賦課徴収に関し、三輪以上の軽自動車が前条第2項から第5項までの規定の適用を受ける三輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等（法附則第30条の2第1項に規定する国土交通

## 附 則

(軽自動車税の種別割の税率の特例)

第6条 略

2～4 略

5 略

(軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例)

第6条の2 区長は、軽自動車税の種別割の賦課徴収に関し、三輪以上の軽自動車が前条第2項から第4項までの規定の適用を受ける三輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等（法附則第30条の2第1項に規定する国土交通

大臣の認定等をいう。次項において同じ。)に基づき当該判断をするものとする。

2～4 略

大臣の認定等をいう。次項において同じ。)に基づき当該判断をするものとする。

2～4 略

附則第4条による改正(杉並区特別区税条例等の一部を改正する条例の一部改正)

新 条 例	旧 条 例
附 則 第5条 平成27年3月31日以前に初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定を受けた三輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の種別割に係る杉並区特別区税条例第40条並びに附則第6条第1項及び第5項の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる同条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。	附 則 第5条 平成27年3月31日以前に初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定を受けた三輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の種別割に係る杉並区特別区税条例第40条及び附則第6条_____の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる同条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

附則第5条による改正(杉並区特別区税条例等の一部を改正する条例の一部改正)

新 条 例	旧 条 例
附 則 第5条 平成27年3月31日以前に初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定を受けた三輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の種別割に係る杉並区特別	附 則 第5条 平成27年3月31日以前に初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定を受けた三輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の種別割に係る杉並区特別

区税条例第40条並びに附則第6条第1項及び第6項の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる同条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

区税条例第40条並びに附則第6条第1項及び第5項の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる同条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

## 杉並区特別区税条例の主な改正点

税目	改正内容	施行日	適用関係
特別区民税	<p>1 寄附金税額控除の見直し</p> <p>(1) 特例控除額の控除対象となる寄附金について、特例控除対象寄附金（総務大臣が指定する都道府県等に対する寄附金）とすることとする。</p> <p>(2) 申告の特例について、適用対象を特例控除対象寄附金とすることとする。</p> <p>(区税条例第20条の2、附則第4条の2及び附則第5条・地方税法第314条の7、附則第7条及び附則第7条の2)</p>	公布の日	令和2年度以後の年度分の区民税に適用
	<p>2 住宅借入金等特別税額控除の拡充</p> <p>消費税率10%が適用される住宅取得等について、令和元年10月1日から令和2年12月31日までの間に居住の用に供した場合に、住宅借入金等特別税額控除の控除期間を3年延長する。</p> <p>(区税条例附則第3条の5の2・地方税法附則第5条の4の2)</p>	公布の日	令和元年度以後の年度分の区民税から適用
	<p>3 子どもの貧困に対応するための区民税の非課税措置</p> <p>単身児童扶養者（児童扶養手当の支給を受けている父又は母のうち、現に婚姻をしていない者又は配偶者の生死の明らかでない者）（前年の合計所得金額が135万円を超える場合を除く。）を非課税措置の対象に加えることとする。</p> <p>(区税条例第11条・地方税法第295条)</p>	令和3年1月1日	令和3年度以後の年度分の区民税から適用

税目	改正内容	施行日	適用関係
軽自動車税	<p>1 軽自動車税の環境性能割の税率の臨時的軽減</p> <p>令和元年10月1日から令和2年9月30日までの間に取得した自家用の三輪以上の軽自動車であって乗用のものについて、環境性能割の税率を1%分軽減する。</p> <p>(区税条例附則第5条の2及び附則第5条の6・地方税法附則第29条の8の2及び附則第29条の18)</p>	令和元年10月1日	施行日以後に取得された軽自動車に適用
	<p>2 軽自動車税の種別割の税率の特例の見直し</p> <p>(1) 軽自動車税の種別割のグリーン化特例(軽課)について、適用期限を延長し、令和元年度又は令和2年度中に初めて車両番号の指定を受けた三輪以上の軽自動車について適用する。</p> <p>(2) 電気軽自動車等に係る軽自動車税の種別割のグリーン化特例(軽課)については、適用期限を延長し、令和3年度又は令和4年度中に初めて車両番号の指定を受けた三輪以上の電気軽自動車等について適用する。</p> <p>(区税条例附則第6条・地方税法附則第30条)</p>	<p>(1)令和元年10月1日</p> <p>(2)令和3年4月1日</p>	<p>(1)令和2年度分又は令和3年度分に適用</p> <p>(2)令和4年度分又は令和5年度分に適用</p>